中東情勢に伴う物価高騰等の影響を受けている町内で事業を営む皆様へ

甲佐町物価高騰対応事業者応援金

目的　中東情勢に伴う物価・エネルギー価格の高騰等により経済負担が増している町内事業者を支援し、事業の継続を応援すること。

対　象　者（※主な要件）

次のいずれかに該当する町内事業者

① 個人事業者



町内に事業所を有し、事業を営む個人で、R7の事業収入が**48万円以上**かつ町税等に滞納が無い者

② 法人事業者



町内に本社もしくは事業所を有し、事業を営む法人で、R7の事業収入が**96万円以上**かつ町税等に滞納が無い者

※令和8年1月1日以降に創業された事業者の方は、別途ご相談ください。

応 援 金 額

対象者ごとに応援金を交付します。

①個人事業者



6 万円

②法人事業者

12 万円

※１事業者につき、１回限り上記金額を交付します。

交付要件



上記「対象者」のうち、次の要件を満たすことが必要となります。

令和８年７月２１日以前から、甲佐町内で事業を営み、交付申請時点においても事業を継続しており、今後も町内で事業を継続する意思を有する者

申請期間

令和８年

９月１７日（木）９：００
～
１１月３０日（月）１６：００

申請方法

窓口申請

（専用窓口を役場会計課横に設置中）

その他事項

本応援金事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を一部活用しています。

問い合わせ先　甲佐町役場内　「物価高騰対応事業者応援金特設申請窓口」
096-234-8201（内線：255、256）
受付時間：平日９：００～１６：００（12：00～13：00除く）

裏面に続く▶

提出書類　（※下記書類のうち、①及び②は窓口でも配布しております。）

個人事業者の場合

① 本応援金交付申請書兼請求書（町ホームページにも掲載）
② 本応援金交付申請に係る誓約書兼同意書（町ホームページにも掲載）
③ 令和７年分の確定申告書第一表の写し又は令和８年度分住民税申告書の控えの写し
④ 申告書が税務署に収受されたことが確認できる書類（確定申告の場合）
⑤ 申告書に添付された収支内訳書の写し
⑥ 個人事業者名義の振込先口座の通帳の写し
⑦ 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）の写し
⑧ 税務署に提出された開業届の写し（※）
（※）令和７年１月１日以降に開業し且つ事業収入が48万円未満の事業者又は令和８年１月１日以降に開業した事業者の場合のみ要提出

法人事業者の場合

① 本応援金交付申請書兼請求書（町ホームページにも掲載）
② 本応援金交付申請に係る誓約書兼同意書（町ホームページにも掲載）
③ 令和７年１月１日以降の事業期間に係る法人税確定申告書別表第一の写し
④ 確定申告書が税務署に収受されたことが確認できる書類
⑤ 令和７年１月１日以降の事業期間に係る甲佐町法人町民税確定申告書の写し
⑥ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
⑦ 甲佐町に提出された法人設立申告書の写し（※）
（※）令和７年１月１日以降に設立し且つ事業収入が96万円未満の法人又は令和８年１月１日以降に設立した法人の場合のみ要提出）

✕ 応援金の対象外となる者

■甲佐町税、使用料、保険料等に滞納がある個人事業者または法人並びに法人の代表者
■令和７年１月１日から令和７年１２月31日までの事業収入が48万円未満である個人事業者（法人は96万円未満）
■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
■政治団体
■宗教上の組織又は団体
■甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第７号）第２条第１号の暴力団若しくは同条第２号の暴力団員又は暴力団の統制の下にある者
■令和７年分の確定申告又は令和８年度分住民税申告において、営業等及び農業の両方の収入を有する者の内、農業の収入が営業等の収入よりも多い者
■令和７年分の確定申告又は令和８年度分住民税申告において、営業等の収入よりも給与収入が多い者
■令和８年１月１日以降に開業した場合において、令和８年分の確定申告又は令和９年度分住民税申告を行わない者

！ 注意事項

● 本応援金は、申請内容を審査し、交付決定後に指定の口座に振り込みます。
● 本制度の内容は、途中で変更になる場合があります。
● 虚偽の申請や、不正受給が発覚した場合は、警察等関係団体に通報の上、本応援金を返還いただくことになります。